

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01354

研究課題名（和文）没収制度の比較法的・理論的研究

研究課題名（英文）Comparative and Theoretical Legal Study of Confiscation Systems

研究代表者

佐藤 拓磨 (Takuma, Sato)

慶應義塾大学・法学部（三田）・教授

研究者番号：10439226

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果のうち特に重要なものを挙げると以下の通りである。第一に、性的画像記録の没収・消去に関する日本の現行法（2023年3月末時点）の問題点を指摘し、この問題に関する立法課題を提示することができた。第二に、アメリカの没収制度の全体像（民事没収、刑事没収、行政没収）および沿革を明らかにすることができた。第三に、オーストリアの没収制度の概要を明らかにすることができた。第四に、薬物犯罪、違法な高利貸しなどの財産犯罪、および金融商品取引法上の犯罪から得た財産の没収に関する裁判例を詳細に分析することにより、日本の没収制度の問題点を明らかにし、具体的な立法課題を提示することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

性的画像記録の没収・消去については先行研究がみられなかったところ、本研究により、性的画像の拡散防止という社会的課題の解決に一定の寄与ができたと考えている。アメリカおよびオーストリアの没収制度の研究は、将来の日本の立法論の参考となりうる学術的価値のある基礎資料であるといえる。犯罪から得た財産の没収に関する裁判例の体系的な研究はこれまでほとんどみられなかったことから、それ自体に学術的意義がある。また、これに基づく立法課題の提示は、将来の日本の立法論の参考になりうるだけでなく、今後の比較法研究において重点的に調査すべき事項を選択する際の指針を提供するものとして、学術的価値があるものとする。

研究成果の概要（英文）：The following are the particularly important results of this study. First, we pointed out problems with Japan's current law (as of the end of May 2023) on confiscation and erasure of sexual image records and presented indicated a legislative agenda regarding this issue. Second, we clarified the overall picture (civil forfeiture, criminal forfeiture and administrative forfeiture) and history of the U.S. forfeiture system. Third, we described the overview of the Austrian confiscation regime. Fourth, through a detailed analysis of cases concerning confiscation of property obtained from drug crimes, property crimes such as illegal loan sharking, and crimes under the Financial Instruments and Exchange Act, we clarified the problems with the Japanese confiscation regime and indicated specific legislative issues.

研究分野：刑法

キーワード：没収・追徴 犯罪収益

1. 研究開始当初の背景

日本では、没収は、付加刑として位置づけられており、被告人に対する有罪判決の際に主刑と併せて言い渡される仕組みになっている。そのため、たとえば被告人が責任無能力を理由に無罪を言い渡された場合や、被疑者に訴訟能力がないなどの事情により起訴できない場合には、没収を言い渡すことができない。また、ある財産と何らかの犯罪行為との結びつきが明らかな場合であっても、有罪判決の基礎となる特定の犯罪行為との結びつきが合理的な疑いを超える程度にまで証明できなければ、その財産の没収はできない。さらに、犯人以外の者(第三者)からの没収は原則として禁じられており、犯罪後に第三者が物を取得した場合については、第三者が取得時にそれが犯罪に関係するものであることを知っていなければ没収は許されず(刑法19条2項)。また犯行時から物が第三者の所有に属していた場合については、第三者が犯行について事前に知っていた場合でなければ没収はできないとされている(最大判昭和32年11月27日刑集11巻12号3132頁)。

以上のような様々な制約を有する日本の没収制度は、犯罪行為との結びつきが認められる物の危険除去という観点からも、犯罪収益の剥奪という観点からも、不十分なものであるといわざるを得ない状況であった。特に、犯罪収益の剥奪のための制度は、越境犯罪対策の一環として国際的平準化が求められているところであり、この点からも日本の没収制度には大きな問題があった。しかしながら、日本には、このような問題を解決するための立法提案の基礎となりうる基礎研究が不足しており、これを補うことが喫緊の課題であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、比較法研究を通じて、日本における没収制度の改正の議論に資する資料的・理論的基盤を提供することにある。

没収制度に関する比較法の先行研究は本研究開始前にも既に存在したが、それらは既に情報が古いか、または研究対象が断片的であり、立法論の参考にするための資料としては不十分であった。また、これまでの比較法研究は制度の概要紹介にとどまっており、規定の訳文、規定の適用例といった実務の関心対象になるような情報を十分に提供するものとはいえなかった。本研究では、これらの基本情報も調査し、対象国の没収の全貌と運用実態の正確な描写を試みようとするものであった。

また、理論面では、日本で古くから行われている「没収は刑罰か保安処分か」という2項対立的な論争はあまりにも議論を単純化しているという問題意識から、外国の没収理論の紹介・検討を通じて日本の没収理論を深化させることを試みるものであった。特に、外国では、犯罪収益没収の法的性質は犯罪行為によって生じた違法な財産状態を原状に復する処分という理解が一般的であることから、その紹介を通じて、このような理解の採用可能性を日本の学界に問うことを狙った。

3. 研究の方法

比較法研究の対象国として、ドイツ、アメリカ、イギリス、オーストリアおよびスイスを選択し、公開資料やデータベースを用いて、没収関連規定の調査・翻訳並びに立法資料、判例および文献の調査を行った。

4. 研究成果

(1) 性的画像記録の没収・消去に関するアメリカおよびドイツの制度調査

2020年6月に立ち上げられた法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」において、性的画像記録の没収・消去が立法課題として急浮上したことから、立法論のための基礎資料を提供するため、佐藤拓磨「ドイツにおける性的画像記録に係る記録媒体の没収とデータ消去命令」樋口亮介・深町晋也編『性犯罪規定の比較法研究』(成文堂、2020年11月)395-425頁、川崎友巳「アメリカ合衆国における盗撮の刑事規制」同書173-204頁、佐藤拓磨「不同意撮影罪と性的画像記録の没収・消去の立法について」刑事法ジャーナル69号(2021年8月)126-146頁を公刊した。およびは、論文名から明らかな通り、比較法研究である。は、日本の現行法における同意に基づかない性的画像の撮影行為の処罰範囲および没収可能な性的画像記録物の範囲を明らかにした上で、日本法の空隙を具体的に提示したものである。

現在、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案」が国会で審議中であるが、～の業績は、同法案の作成過程の議論において一定の参考となりえたのではないかと考えている。

(2) 犯罪収益没収に関するアメリカ、ドイツおよびオーストリアの制度調査

アメリカ合衆国の没収制度の全体像(刑事没収、民事没収、行政没収)を紹介した業績として、川崎友巳「アメリカ合衆国の没収制度に関する一考察」同志社法学73巻3号(2021年8月)509-539頁を公刊した。また、同国の没収制度の沿革研究として、川崎友巳「アメリカ合衆国

における没収制度の史的展開」同志社法学 74 巻 1 号（2022 年 4 月）167-254 頁を公刊した。これらの業績により、同国の没収制度については、その最新状況および沿革に関する情報に日本語で容易にアクセスできる状態になったといえる。

ドイツの没収制度については、本研究開始前に既に研究代表者の佐藤拓磨による業績（「ドイツにおける犯罪収益はく奪制度の改正」法学政治学論究 118 号〔2018 年 9 月〕21-61 頁）が公刊されていたところ、具体的な事例における適用例の紹介として、佐藤拓磨「犯罪収益の拡大没収を言い渡した一事例[ドイツ連邦通常裁判所第 5 刑事部 2020.10.14 判決]」判例時報 2494 号（2021 年 11 月）118-119 頁、および、佐藤拓磨「相場操縦罪における没収の範囲[ドイツ連邦通常裁判所第 5 刑事部 2020.10.14 決定]」判例時報 2532 号（2022 年 11 月）110-111 頁を公刊した。は、ドイツの拡大没収制度（起訴対象となった特定の犯罪行為との結びつきは証明できないものの、何らかの犯罪行為との結びつきは証明できる場合に財産の没収を認める制度）の一適用例を紹介し、同制度の実践的な意義を明らかにしたものである。同制度については抽象的な制度紹介のみではその存在意義が理解しにくいところ、具体的なケースを用いて実益を示した点に学術的価値があると考えている。は、日本でも没収すべき財産の範囲について争いが生じることが多い相場操縦罪について、同罪の行為態様（風説の流布や偽計による相場操縦と馴合売買等の取引による相場操縦）ごとに没収対象財産の範囲を区別すべきことを示したドイツ連邦通常裁判所の判例を紹介したものである。

オーストリア刑法典上の没収制度の全体像の紹介として、佐藤拓磨「オーストリア刑法における没収制度について」山口厚ほか編『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 上巻』（成文堂、2022 年 3 月）1007-1028 頁を公刊した。同国の没収制度はドイツと類似しつつも、近年まで罰金としての没収を持たなかった（つまり、保安処分としての没収と犯罪行為によって生じた違法な財産状態を原状に復する処分としての没収の 2 本立てだった）という点で独特のものである。本論文は、日本ではじめて同国の刑法典上の没収制度を紹介したものである。

(3)立法課題の具体的提示

本研究では、2020 年度末から、没収制度に造詣が深い若手研究者や実務家を招いた勉強会を実施した（2021 年 1 月、3 月、6 月、8 月、11 月、2022 年 1 月、3 月、9 月、2023 年 3 月の合計 9 回）。そこでの研究成果を発表するため、日本刑法学会第 100 回大会（2022 年 5 月、関西学院大学）において、ワークショップ・プログラム「没収・追徴」を行った（オーガナイザーは佐藤拓磨）。本ワークショップでは、薬物犯罪、財産的被害のある犯罪および金融商品取引法上の犯罪における没収・追徴並びに没収・追徴を通じた被害回復をテーマとして取り上げ、裁判例分析等を通じて日本の現行制度の問題点を明らかにし、立法上の課題を提示した。本ワークショップの報告原稿を大幅にリライトした論文を特集企画としてまとめたのが、佐藤拓磨ほか「特集 没収・追徴制度の現状と課題」刑事法ジャーナル 74 号（2022 年 11 月）4-57 頁である。本特集のうち、2 本の論文が本研究の代表者・分担者の手によるものである。佐藤拓磨「解題および補足」同誌 4-15 頁は、本特集中の論文で示された具体的な立法提案（推定規定の強化、対人手続から独立した没収手続の導入、拡大没収制度の導入、第三者没収の範囲の拡大など）を実現するためには、没収の法的性格の再構成が必要だということを指摘したものである。川崎友巳「金融商品取引法の没収・追徴」同誌 38-51 頁は、没収を原則としながら例外的にその減免を認める独特の規定である金融商品取引法 198 条の 2 について、その基礎となる犯罪行為であるインサイダー取引の罪、風説の流布・偽計等の罪および相場操縦等の罪の構成要件を解説した上で、裁判例においてこれらの犯罪行為の取得財産がどの範囲で没収されているのかを詳細に分析し、解釈論上・立法上論の課題を析出したものである。本特集により、日本の現行法の抱える諸問題をかかなりの程度明確に提示することができ、将来法改正を検討すべきポイントを具体的に明らかにすることができたと考えている。

なお、本年度採択された基盤研究(B)「犯罪収益規制に関する総合的研究」（課題番号：23H00761、研究代表者：佐藤拓磨）は、上記勉強会のメンバーにより構成されている。より発展的な研究課題につなげることができたという点でも、上記勉強会の成果は大きなものであったといえる。

(5)積み残しの課題

以上の通り、本研究は相当程度の成果を挙げることができたといえるが、積み残しの課題もある。1 つはイギリスの制度の研究である。これについては、研究期間中に本研究のメンバー外の若手研究者による単著が公刊されたことから、取り組むべきテーマとしての重要性が相対的に低下したという事情がある。とはいえ、イギリスの法制度については、同単著では触れられていない制度の詳細についての研究がなお必要であり、今後、取り組むべき課題として残されているといえる。もう 1 つがスイスの制度の研究である。これについては、2021 年度に暗号資産の没収および没収保全の問題が立法問題として浮上したことから、暗号資産の法的性質やその保全方法をめぐる議論を含めて調査しようとしたところ、作業量の多さから、最終年度末までに論文として公刊するのが間に合わなかった。調査は現在も継続中であり、近い将来に論文として公刊することを目指したい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 佐藤拓磨	4. 巻 69
2. 論文標題 不同意撮影罪と性的画像記録の没収・消去の立法について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 126 ~ 146
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 川崎 友巳	4. 巻 73
2. 論文標題 アメリカ合衆国の没収制度に関する一考察：没収の対象財産をめぐる動向を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 同志社法学 = The Doshisha Hogaku (The Doshisha law review)	6. 最初と最後の頁 509 ~ 539
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14988/00028562	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 佐藤拓磨	4. 巻 2494
2. 論文標題 犯罪収益の拡大没収を言い渡した一事例[ドイツ連邦通常裁判所第5刑事部2020.10.14判決]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 118 ~ 119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 佐藤拓磨	4. 巻 -
2. 論文標題 オーストリア刑法における没収制度について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 高橋則夫先生古稀祝賀論文集 上巻	6. 最初と最後の頁 1007 ~ 1028
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川崎 友巳	4. 巻 74
2. 論文標題 アメリカ合衆国における没収制度の史的展開	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 同志社法學 = The Doshisha Hogaku (The Doshisha law review)	6. 最初と最後の頁 167 ~ 254
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14988/00028972	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤拓磨	4. 巻 74
2. 論文標題 (特集 没収・追徴制度の現状と課題)「解題および補足」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 4 ~ 15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川崎友巳	4. 巻 74
2. 論文標題 (特集 没収・追徴制度の現状と課題)「金融商品取引法の没収・追徴」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 38 ~ 51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤拓磨	4. 巻 2532
2. 論文標題 相場操縦罪における没収の範囲	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 110 ~ 111
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤拓磨	4. 巻 62巻3号
2. 論文標題 ワークショップ 没収・追徴	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 佐藤拓磨
2. 発表標題 総括と補足 (ワークショップ「没収・追徴」)
3. 学会等名 日本刑法学会第100回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 川崎友巳
2. 発表標題 金融商品取引法の没収・追徴 (ワークショップ「没収・追徴」)
3. 学会等名 日本刑法学会第100回大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 樋口亮介、深町晋也編著 佐藤拓磨、川崎友巳	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 1072
3. 書名 性犯罪規定の比較法研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	川崎 友巳 (Kawasaki Tomomi) (80309070)	同志社大学・法学部・教授 (34310)	
研究分担者	樋口 亮介 (Higuchi Ryosuke) (90345249)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授 (12601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関